

2025年 3月 5日
全国港湾24発第72号
港運同盟発25―第6号

厚生労働省 職業安定局
局長 山田 雅彦 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長

竹内



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長

足立 賢次



港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、昨年に起きた能登半島地震で被災された国民・県民のためのご尽力に感謝するとともに、港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸問題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 2024年1月1日に発生した、「能登半島地震」は半島周辺に位置する港湾施設に多大な影響を与え、今現在も、完全な復旧には至っていない。ついては、各港運事業者や各当該労働局との連携を強め、引き続き雇用調整助成金率100%を続け、事業の継続と雇用の場を確保すること。

2. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

(1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。

また、国交省が進めている2022年（令和4年）7月に策定した「港湾労働者不足対策アクションプラン」にある「特定限定許可制度」については、大手事業者の参入を招き、既存事業者間の協業を阻害することになり反対であり、貴省としても労働力不足対策を進める立場から港湾労働法の適用の拡大をはかり、一般派遣への道筋を認めないこと。また、そのような疑義が生じた場合は、厳正に対応すること。

(2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に関係省・関係労働局・港運労使との四者

協議を開催すること。

3. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む)

尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を早急に設置し、協議を行うこと。

(2) 港湾倉庫・特定港湾倉庫の実態調査委員会(仮称)の設置を図り、実態把握を共有すること。

また、港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港湾運送事業法でいう許可事業者雇用された労働者とするを目的に貴省を含めた関係省との協議会設置を図ること。

(3) 地方港に於ける特定港湾倉庫の指定状況について報告されたい。

4. 港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善策について

港湾運送料金については、深夜・土日祝日等の割増料金、待機料金、長期蔵置貨物の保管料金等を十分に収受できていない港湾運送事業者が一定数あるなど、人件費、設備費、燃料費等の原価に見合った適切な料金が収受できていない実態があります。ついては、関係所管官庁である国交省と連携を図りながら船社・荷主(団体)に対し、港湾運送料金を産別協定が順守でき、適正な労務コストを繰り入れた原価計算による港湾運送料金の設定と不合理な商慣行の改善への周知を強く求めます。

5. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置(港湾労働の定義改定など)について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数・検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

(1) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度の改正を踏まえ、港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)制度の創設を目的に港運事業者にも働きかけ四者協議の開催を図ること。

(2) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の再検証については、引き続き組合との協議を開催し、課題の整理を行うこと。

7. 労働基準関係法制研究会が2024年1月23日から12月24日までに計16回開催されているが、実際に係る事業者及び労働者の代表が不在の中、労働基準法に関する内容を協議された。本来、その法律に係る代表者の意見を聞くべきであり、報告書の内容は、長時間労働への規制などの具体的な内容に乏しく、企業内の労使、あるいは主た

る労働者の代表者が了承すれば、規制がないに等しいものとなっている。労働基準法はあくまでも最低基準であり、そのものの基準を下げるようなことはしないこと。

8. ILO（国際労働機関）条約・勧告批准について

（１）ILO 第 137 号条約〔港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約〕を批准すること。

また、これら条約を補足する各勧告（第 145 号〔港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する勧告〕第 160 号〔港湾における職業上の安全及び衛生に関する勧告〕）についても同様の措置を講じること。

（２）なお、労働分野において、政策決定にあたっては、公益（政府）・労働者・使用者の３者が対等の立場で構成し協議することが、国際基準とされている（ILO 三者構成の原則）。

したがって、石炭荷役の課題などについては、政・労・使の３者に加え、電力会社などの関係者を加えて協議し、対策を講じること。

（３）23 年 24 年と連続して本船設備による災害が発生した。よって、本船設備について（揚貨装置など）国交省と連携し、PSC（ポートステートコントロール）に沿って安全点検を行い項目表の開示徹底措置を早急に講じること。

（４）これらを踏まえ、外国船舶監督官の増員及び民間による準監督官（旧労災防止指導員制度）の設置など国交省と連携を図り対策を講じること。

9. 伝染病・感染症について、港湾労働者の安全・安心を担保する措置

外貿船（革新船・在来船）における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政・労・使三者で以て対策を図ること。

10. 国際バルク戦略港湾構想に伴い、港湾労働者の雇用が既に失われている四国地域に限らず、国際バルク戦略港湾構想による地域での現状把握を目的に関係省庁・関係する都道府県と連携を図り雇用補償や雇用創出対策を図るよう早急に協議の場を設置すること。また、各都道府県や国土交通省と連携を図り具体的な経過を示すこと。

11. 石炭火力発電施設の休・廃止に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失うことにおける必要な情報交換及び意見交換を行うことを目的に関係省庁・港運労使との官民連携による関係省庁会議の設置に伴い、必要な対策を講じること。

また、10 項と同様に各都道府県や国交省と連携を図り具体的な経過を示すこと。

以 上